

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年6月6日
【事業年度】	第27期（自 平成19年2月21日 至 平成20年2月20日）
【会社名】	イオンクレジットサービス株式会社
【英訳名】	AEON CREDIT SERVICE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 神谷 和秀
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は下記の連絡場所で行っております。)
【電話番号】	03-5281-2057
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 山田 義隆
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田美土代町1番地
【電話番号】	03-5281-2057
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 山田 義隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年5月14日に提出した第27期（自平成19年2月21日 至平成20年2月20日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。尚、図表につきましてはその内容が多岐にわたるため__線を省略しております。

④～⑤省略

⑥社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役はおりません。また、社外監査役と当社との間に利害関係はありません。

(3) ～(5) 省略

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役は2百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(7) 取締役の定数

省略

(8) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(9) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(10) コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組み状況

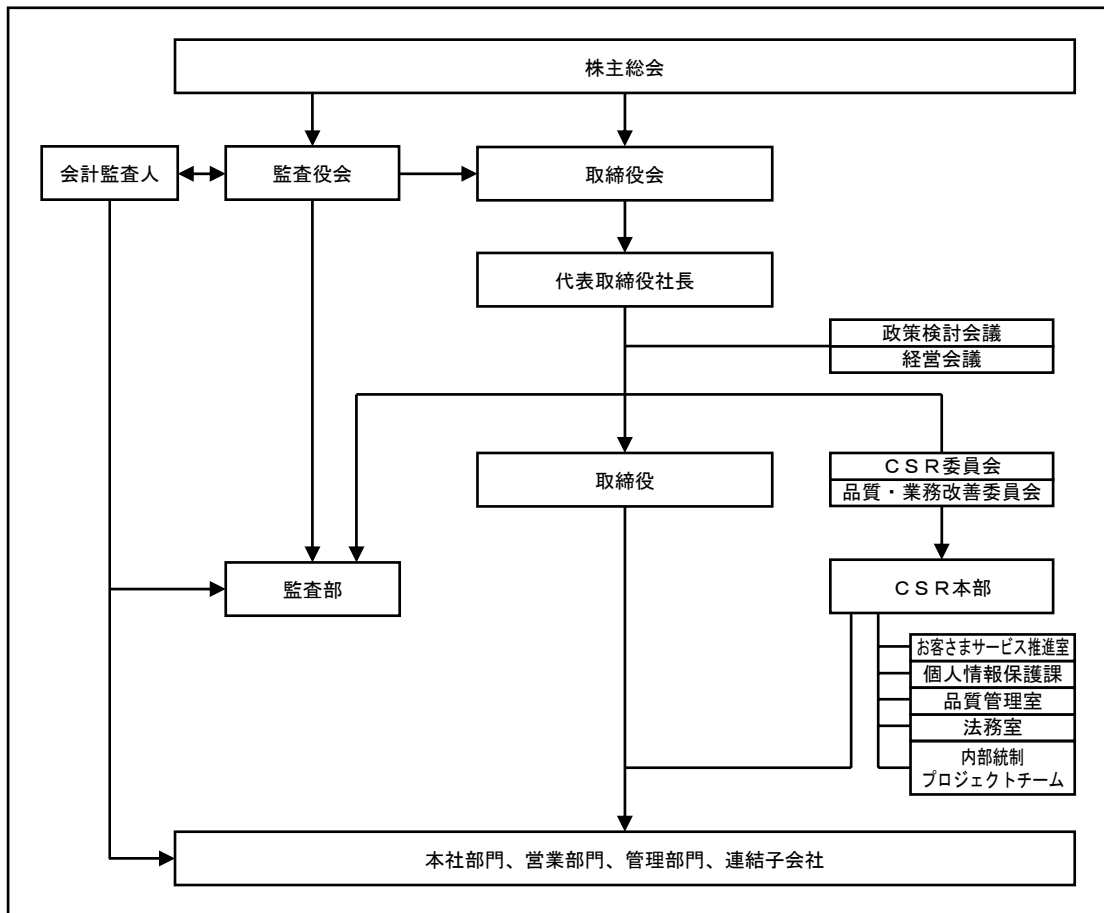
省略

(訂正後)

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

①省略

②会社の機関・内部統制の関係図



③内部統制システムの整備状況

(ア)～(オ) 省略

(カ) 監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- ・ 監査役の監査の実効性を高め、監査職務が円滑に遂行されるため、監査役の業務を補助する独立した使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の人事異動、人事評価等に関する事項は、常勤監査役の同意を得た上で代表取締役が決定する。

・ 省略

(キ) 省略

(ク) 反社会的勢力排除のための体制

- ・ 反社会的勢力の被害を防止するための社内対応部署を総務統括部門とし、反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除する方針を役員及び従業員に明示する。

・ 省略

④～⑤省略

⑥社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役はおりません。また、社外監査役の株式保有状況は「5 役員の状況」に、兼任状況は「関連当事者との取引」に記載の通りであります。

(3)～(5) 省略

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は有用な人材を迎えることができるよう、社外監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(7) 取締役の定数

省略

(8) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また累積投票によらない旨定款に定めております。

(9) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

・剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

・当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(10) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う旨定款に定めております。

(11) コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組み状況

省略